

行政の焦点



皆様も既知かと思いま
すが、平成26年10月に愛
知県最低賃金が時間額8
0円から20円アップの時
間額800円に改定され、東京都(869円か
ら888円、19円上げ)、神奈川県(868円から
887円、19円上げ)、大阪府(819円から
88円、19円上げ)とともに、愛知県の大台
になりました。今年の改定では愛知県ほかに埼玉県も時間額785円から17円アップの時
間額802円に改定され、全国的には5番目に高い最低賃金になります。また、この12月には特
定(産業別)最低賃金も

改定を予定しております。
皆様の事業場において
も、給与データの変更な

一方、この間の企業における定期昇給以外の賃
%の上昇改定をしていま
す。
平成25年22円、平成26年20
円との間、平均1・91
%の上昇改定をしていま
す。

この背景には、最低賃
金額で得られる収入より、
生活保護費の方が多いと
いう、逆転現象が起つて
いるとの批判があつた
からです。

翻つて、わが国では定期昇給など年功賃金など
があり、必ずしも「同一
価値労働同一賃金」が
制度や思想が根付いてい
るからだと言えるでしょう。

最低賃金の改定について

どが行われているかと思
います。

最低賃金は、憲法第27
条第2項「賃金、就業時
間、休息その他の勤労条
件に関する基準は、法律
でこれを定める」が法源
となり、最低賃金法(労
働基準法第28条)が制定
されています。

「なぜ、最低賃金だけ
が上がるの?」と疑問を
持たれるかもしれません。

翻つて、わが国では定期昇給など年功賃金など
があり、必ずしも「同一
価値労働同一賃金」が
制度や思想が根付いてい
るからだと言えるでしょう。

金上昇(ベア)は1%に
も満たない状況でした。
話は変わって、最低賃
金がない国があります。
北欧などの国で高負担の
税制と高福祉を実現して
います。
また、競争政策が盛ん
な米国などは最低賃金制
度がありますが、最低賃
金は普く労働者に適用され
る貨金です。その改定は非組織労
働者におけるベースアップ

金の引き上げにはそれほど熱心ではなく、毎年改
定は実施していません。
愛知県の最低賃金は、
平成19年20円、平成20年
17円、平成21年1円(リ
ーマンショック余波)、
平成22年13円、平成23年
5円、平成24年8円、平
成25年22円、平成26年20
円との間、平均1・91
%の上昇改定をしていま
す。

一方、この間の企業における定期昇給以外の賃
%の上昇改定をしていま
す。
一方、この間の企業における定期昇給以外の賃
%の上昇改定をしていま
す。

この背景には、最低賃
金額で得られる収入より、
生活保護費の方が多いと
いう、逆転現象が起つて
いるとの批判があつた
からです。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係(方面)
(052) 961-8653